

平成26年度 巡回年金相談所の開設について

- ★相談は電話予約による完全予約制を実施しておりますので、相談希望日の1ヶ月前から下記の電話番号で予約申し込みをお願いします。
- ★予約を受付する際には、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認をさせていただきます。
- ★相談当日は、年金手帳・年金証書（受給されている方）等をご持参のうえ、時間内にお越しください。（代理の方は、本人の署名・捺印のある委任状が必要です。）

相談日

※予約時間の5分前までにお越しください。

※予約後、ご都合により来所できなくなった場合は、事前にご連絡をお願いします。

相談場所	受付時間	26年						27年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設 浜の家	午前10時～ 午後3時	3日	—	5日	—	7日	—	2日	—	4日	—	5日	—
阿南市 商工業振興センター	午前9時30分～ 午後3時30分	—	1日	—	3日	—	4日	—	6日	—	8日	—	5日

（予約申し込み電話番号） 徳島南年金事務所 お客様相談室 088-652-1511

国民年金保険料の納付方法として「2年前納(口座振替)」が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになります。
《2年前納(口座振替)のメリット》

- ・メリット1：2年間で1万4千円程度の割引となります。
- ・メリット2：2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
- ・メリット3：口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。お申込み期限は毎年2月末までです。

【手続方法】牟岐町役場住民福祉課または徳島南年金事務所に申出書を提出してください。

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【手続方法】牟岐町役場住民福祉課または徳島南年金事務所に申請書を提出してください。

(国民年金)障害年金受給等で法定免除を受けている方へ 国民年金保険料の通常納付ができるようになります

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

【手続方法】牟岐町役場住民福祉課または徳島南年金事務所に申出書を提出してください。

【国民年金についてのお問い合わせ先】

牟岐町役場住民福祉課 (0884-72-3415) ・ 徳島南年金事務所 (088-652-1511)